

Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

選別の時代、本物の時代へ...

突然のように降って沸いた新型コロナウイルス拡大の渦に全世界が巻き込まれ現在進行形で大きな影響を受けています。ただ歴史的には、三度のパンデミックを発生させ、ヨーロッパで黒死病と呼ばれた第二次パンデミックでは当時の世界人口の四分の一が死亡したと言われるペストの第三次パンデミックの収束はたった60年前の1960年と言われています。人間はどんな苦難も半世紀も経つと忘れてしまうのだということが良く分かります。地球温暖からより環境変化の激しさが予想される今後、私たち経営者は、経済環境だけでなく予測の難しい自然災害や病原菌の流行等々も含めた経営環境の変化にも対応せざる負えない時代がやってきたのだと思います。

●選別の時代へ

日銀はコロナ禍で打撃を受けた企業の支援融資を促すために金融機関への資金供給を政策として拡充してきましたが11月下旬時点で既に残高はGDPの割に当たる5兆1兆円に膨らんでいるとのこと。その結果、給付金やコロナ対応融資により企業の倒産や失業者数の増加がある程度抑えられているのは実感として感じられます。ただ、次の段階として一時的な資金供給により生産性の低い企業まで生き残ることが日本の中長期的な成長力を考えた場合に正しいのかという議論が既に始まっています。

つまり「どういった企業が生き残るべきなのか。どこかで選別の議論が必要になる」ということです。コロナ禍をきっかけとした本格的な中小企業の倒産や廃業という「選別の時代」はこれから本番ということだと思います。

●本物の時代へ

自社は生き残るべき企業なのか？この厳しい課題は私たち経営者にとって避けて通れない社会から突き付けられた問い掛けです。では、生き残れる企業の条件とは？

●本物のミッションを共有している企業・・・

自社が「何を持って社会に貢献するのか？」という明確なミッション（使命）を持っているのか？それが社会に必要とされるか否かを決めます。そして、軸となる絶対に変ならないミッションを持っているからこそ激変する環境変化に対応して柔軟に変化し成長し続ける企業体質が作られるのです。

環境変化をチャンスとして変化・成長・進化できる企業は絶対に変化しない軸を持っています。

●本物の体力をもっている企業・・・

自社にとって都合の良い経営環境の波の中だけではなく、予想もしなかった環境変化や経営危機を生き残るには長期的に蓄積した真の体力があるか否かが問われます。無駄な資産を持たず安易な節税をせず、常に最悪を予想して筋肉質でスリムな企業体質と自己資本の蓄積を意識した厳しい経営を目指す必要があります。究極的には売上が半年間ゼロであっても生き残れる企業体質を目指す必要があります。

●本物の組織が育っている企業・・・

激変する環境変化に対応して生き残るために最も大切なのは共に戦える本物の人財です。

社会の変化に伴う経営環境の激変は一瞬にして積み上げてきた商品や業態や戦略を無価値にしてしまう力があります。人の移動が制限され旅行業や観光業が打撃を受け、密なコミュニケーションこそ売っていた居酒屋が否定される... そんな状況で新ステージに進む経営資源は人財と組織以外にはありません。

◆ 所得金額調整控除について

平成30年度の税制改正において、令和2年分の所得税より給与所得控除額と公的年金等控除額が引き下げられました。この引き下げの影響を受けて、所得金額調整控除が創設されました。内容について確認していきましょう。

● 給与所得控除額の引き下げによる影響

今回の改正では、給与所得控除額の10万円引き下げと同時に、基礎控除額が10万円引き上げられたため、実質的な納税額は変わりません。しかし給与収入が850万円を超える方については、給与所得控除額の上限が195万円に引き下げられたため、給与収入が850万円を超える方の税負担が増加することになりました。しかし子育て等の負担がある方については、経済的余裕が必ずしも十二分ではない場合もあり、その負担緩和のため所得金額調整控除が設けられました。

● 公的年金等控除額の引き下げによる影響

今回の改正では、公的年金等控除についても原則として一律10万円が引き下げられましたが、上述のとおり基礎控除額が10万円引き上げられたため、原則通りであれば納税額は変わりません。しかし給与所得と年金所得の両方がある人は、負担増が生じるケースがあることから、その調整のために措置されました。

● 子ども・特別障害者等を有する方の所得金額調整控除

適用対象者は、給与収入が850万円を超える給与所得者で、以下のいずれかに該当する方です。

- ・本人が特別障害者
- ・特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する
- ・年齢23歳未満の扶養親族を有する

所得金額調整控除額 = (給与等の収入金額※ - 850万円) × 10%

※1,000万円超の場合は1,000万円として計算します。

(注) この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がありません。例えば夫婦ともに給与等の収入金額が850万円超で、その夫婦の間に年齢23歳未満の扶養親族がいるような場合には、夫婦双方で所得金額調整控除の適用を受けることができます。

● 給与所得と年金所得の双方を有する方の所得金額調整控除

適用対象者は、給与所得控除後の給与所得と、公的年金等に係る雑所得の両方を有していて、その合計額が10万円を超える方です。

所得金額調整控除額 = (給与所得控除後の給与等の金額※ + 公的年金等に係る雑所得の金額※) - 10万円

※10万円超の場合は10万円として計算します。

● 所得金額調整控除の適用を受けるための手続き

子ども・特別障害者等を有する方の所得金額調整控除は、年末調整で適用できます。年末調整時に「基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書」提出する必要があります。

給与所得と年金所得の双方を有する方の所得金額調整控除は、年末調整では適用できないため、確定申告をする必要があります。

● 最後に

所得金額調整控除は給与収入が850万円を超える方が受けられる所得控除ですが、2か所以上から給与の支払を受けている方で、1か所の収入で850万円を超えていなくても、2か所合わせると850万円を超える場合や、給与収入が850万円以下でも公的年金等収入がある場合には控除が受けられることがあります。詳しくは、弊社担当までお問い合わせください。

★ 悩める感染症第9弾！

新型コロナウイルス感染拡大が収まるどころか加速しています。日本では12月10日、1日の感染者が過去最高の2,938名、累計の感染者168,573名、死者2,465名を記録し、世界でも北半球の気温が下がり乾燥するのに伴って感染者数の増加ペースが加速しています。今月は新型コロナ感染拡大で解雇や雇い止めが広がり、雇用保険の失業手当を受けている人が増えている現状を報告します。

● コロナ禍で急増

コロナ禍で雇用不安の長期化が見込まれる中、経営者の皆様には雇用保険の仕組みをきちんと理解し、必要に応じて制度を利用するよう従業員に促していただきたいと思います。

コロナ禍による雇用悪化で解雇・雇い止めの人数（見込みを含む）が急増し、厚生労働省によると11月6日時点で7万人に達し、改めて雇用情勢の厳しさが浮き彫りになりました。今後もこのような状況が続くと予想されます。

当然ながらこれに伴って失業手当などの求職者給付の受給も膨らんでいます。

厚生労働省の調査では、19年度に失業手当を受けた人は月平均で約39万人でしたが、20年度に入り右肩上がりです。月別を見ると、6月は約49万人、7月は約53万人、8月には55万人を超えました。

● 失業手当の仕組み

仕事を失った人の生活を支える失業手当とは、どんな仕組みかをご説明します。

受給資格は、65歳未満で、原則として離職をした日以前の2年間に12ヶ月以上雇用保険の被保険者期間があること。就職したい意志とその能力があり、積極的に求職活動をしているにもかかわらず、仕事に就けない人が対象です。手続きはそれまでの勤め先から離職票を受取り、自身の住所地を管轄するハローワークで行います。

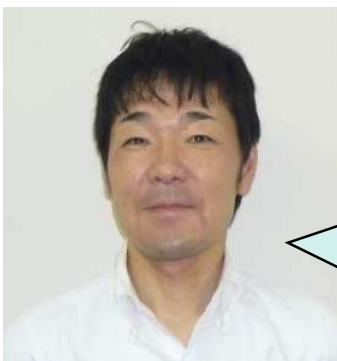
受給額は離職前6カ月間の1日当たり賃金のおおよそ45～80%に当たる基本手当の日額に、雇用保険の加入年数などに応じた給付日数を掛けて算出します。（賃金には残業代も含まれます。）

重要になるのは離職の理由です。「会社都合」と「自己都合」に分かれ、どちらに該当するのかで開始時期や給付日数が異なります。離職票の内容や面談を踏まえ、ハローワークが決定します。

● 「会社都合」と「自己都合」の違いは

会社都合とは、倒産や解雇など、会社側の事情で離職を余儀なくされた場合を指します。離職日以前1年間に6カ月以上の被保険者期間があれば失業手当を受けることができます。「特定受給期間」とも呼ばれ、受給が手厚く早いことが特徴です。給付日数は90～330日で40代～50代の働き盛りに考慮されています。申し込み後、7日間の待機期間が過ぎれば支給対象期間が始まります。

一方、自己都合は自分から希望して辞めた場合で、今までは全体の7割の方がこちらに該当していました。給付日数は90～150日で、7日間の待機期間終了後、給付制限期間（原則2カ月）が経過しないと受給できません。



（株）横浜総合フィナンシャルの西尾です！

コロナ禍では、特定理由離職者の範囲が拡大され、同居家族が感染し、看護が必要となり自己都合退職した場合は給付制限がなくなり開始時期が早くなる特例が適用されました。さらにコロナの影響を受けた特定受給者を対象に給付日数を30日～60日延長する特例措置もあります。

今月の yoko-so



今月は、年末調整の作業の様子と来期に向けた個人面談の様子をお届けいたします！

変わらないは、つまらない。

年末調整 始まりました。



個人面談



1年間を
振り返り来期に
活かします！



メンバー作業に
集中しています！

今年もう終わりが近づき12月となりました。1年間の締めくくりの季節ではありますが、「年末調整」、「償却資産」、「法定調書」、「確定申告」と季節作業が続いていきますのでyoko-soとしては始まりの季節でもあります。まずは「年末調整」です。皆様の早期の資料提出のご協力のおかげで、ガツガツと作業を進められております。誠にありがとうございます。

この時期、例年であれば社員旅行にてゆっくり温泉につかり、忘年会で盛り上がり1年の疲れを取ることができますが、今年は難しい状況が続いております。しかしその中でも改めて気を引き締め直し、TEAM yoko-so全員で取り組んで参りたいと思います！！

12月は個人面談も行い、今期を振り返り、来期の「経営計画発表会」に向けて個人目標を決め、来年の準備も着々と進んでいます。

次号予告・お知らせ

年末調整が始まったばかりですが、1月8日（金）には「経営計画発表会」が控えています。全職員が事務所のミッション・ビジョンを再確認し、先月お伝えした新たな部署での方針や個人面談を経て明確にした一人一人の個人目標を共有します。「1年で最も大切な1日」と言っても過言ではありません。

新年、最初の社内報ではそんな「経営計画発表会」の様子をお届けします。

今月の一言…“良薬は口に苦し”

「結果にこだわるな、成功にこだわるな…成長にこだわれ」

(サッカー選手 本田 圭介)

“成功とは成長の果実”という言葉があります。成功は成長の結果もたらされるものなのです。結果にこだわることは大切ですが、目の前の小さな結果や成功に右往左往することなく目指すべきものを明確にして成長しつづけることが大切です。

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言… (v o l . 1 5 2)

★ 今年は新型コロナウイルス感染拡大に始まり感染拡大第3波で終わりそうです。そんなWithコロナの中で少しだけ嬉しい知らせがありました。昨年より弊社の動物病院開業支援サービス「WAO！」の商標登録を進めて参りました。既に他の業種で「WAO」の商標登録がある関係で登録が進まず一度は諦めかけましたが、粘り強くトライをしてきました。晴れて令和2年10月21日に登録が完了し12月14日に商標登録証が手元に届きました。これからもより良い質の高いサービスを目指して邁進して参ります。(NISHIO)

★ 10年以上コンサル担当をさせて頂いているお客様から、【壁打ち】の相手をして欲しいとのお話がありました。普段から、社長とは様々な分野での打合せをしてきたのですが、改めて壁打ちと言われ、自分の対応が社長にとって、どんな意味を成してきたのか気付かされた表現でした。バッティングセンターの機械のように、一方的にボールを投げるコンサルではなく、お客様にとって【最良の壁】であるためには、傾聴するだけでなく、自らの軸となる価値観をもって応えることが必要なのだと再認識です！ (TOCHIKURA)

★ 12月になりましたがこれだけ忘年会がない年の瀬は初めてで少し寂しくも感じています。今年を振り返ってみると、無理やり変化のスピードをあげた感もありますが、望んでいない変化は起きていないということです。「いつかやろう」「こうしたい」の優先順位が変わりましたが、テレワークなど多くのことが前倒しでできたことに感謝したいと思います。来年も予測不能なことが起こると思いますが、自分達は何のために仕事をしているのかという基本姿勢に戻り、積極的に変化を楽しんでいきたいと思っています。(YAMAMOTO)

★ 12月も折り返しの週末、コロナ自粛をかいぐり今年は15回登ったりハビリ登山の締めくりに中学生の頃から通った丹沢を稜線沿いに西端から東端まで歩き通す、名付けて「丹沢山塊主稜線トレイル」に出かけました。山中湖畔の三国峠から菰釣山、畔ケ丸、大室山と甲相国境を辿り、さらに檜洞丸、蛭ヶ岳、丹沢山、塔ノ岳と丹沢主稜を秦野まで歩き通す二泊三日約60キロ、累計登高標高4,638m、累計下降標高5,517mのロングトレイルになりました。ヒト気のない甲相国境では十ヶ所以上の熊のフンを跨ぎながら木漏れ日と静寂の森を歩き、丹沢主稜では満開の桜のような霧氷が青空に輝く稜線を歩きました。



シュラフやコンロ、三日分の食料と水の重みに喘ぎながら「なんでこんなことしてるんだろう(涙)」「神様、もう階段はお腹いっぱいです。勘弁してよ(怒)」と独り言を言いながら…でも、「どんなに苦しい登りも必ず終わりがある。人生そのもの」と心に問い掛けながら歩きました。そして最後の塔ノ岳から山並みを振り返った時に「あの遠く霞んだ山中湖から歩いて来たんだ」と思ったときに、小さなハビリの成果に自信をまた一つ積み重ねた自分がいました。すべてに感謝。(IZUMI)

TEAM yoko-so

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント / 株式会社横浜総合フィナンシャル / 株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日！

日時：2021年1月19日(火)・28日(木) / 10時～18時半

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：3社限定 料金一社 55,000円

昼食代込 (お二人迄参加可)

★ “未来創造塾” 毎月開催、経営者セミナー 《※※※年間会員募集中※※※》

第120回「TEAMyoko-so経営計画」

講師：税理士法人横浜総合事務所

代表社員 山本 歩美

日時：2021年1月14日(木) / 16時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム(オンラインでの参加も可)

募集：都度参加会費 5,000円

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人財経営センター、(株)日本M&Aセンター、社会保険労務士法人エール

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人フードアカウンティング協会

(株)パワーズアンリミテッド、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 / TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります